

# 健康増進事業（健康診断料）補助実施要綱

## 1. 助成内容

会員が、事業所独自での定期健康診断（労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条）や会員個々による医療機関での健診（定期健康診断、生活習慣病予防検診）受診に対して、会員が支払った料金に応じて年1回に限り助成する。

## 2. 対象者

健康診断受診時に会員であること（年1回限り）

## 3. 期 間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）

## 4. 申請の方法

健康増進事業（健康診断料）補助申請書（所定用紙）に、必要事項記入のうえ事務局に提出する。

最終申請締切日 令和4年3月18日（金）

## 5. 補助金額

支払額が5千円以上は1千円、5千円未満は500円

## 6. 添付書類

会員名または事業所名が記載された領収書

（原本が必要な方は返却しますので、お申し出ください）

健康診断実施明細書（受診者一覧）

## 7. 申請期日及び交付期日

健診後に、事業所を通じて申請ください。但し、最終申請締切日後に受診する場合は、事前にご相談ください。

補助金は、事業所を通じて交付します。